

第 5 章 大学紛争と改革の動き

第1節 1960年代の大学紛争

1960年代は世界各地で学生騒動が続出した。米国ではカリフォルニア大学バークレー分校、ミシガン大学、スタンフォード大学、コロンビア大学、ニューヨーク大学、シカゴ大学、ウィスコンシン大学など有名大学で軒並に発生し、フランスのパリ大学、西ドイツのベルリン自由大学、イタリアのローマ大学、スペインのマドリード大学、メキシコのメキシコ大学など各国一流大学がその渦中に巻き込まれている。

日本においてもこの時期大学紛争が頻発し、目ぼしいものだけでも、昭和36年（1961）6校、37年10校、38年9校、39年16校、そして40年（1965）に入ると55校と急激に紛争校が拡大した。

こうした世界的な大学騒動の頻発はやはりたんなる偶然ではなく、現代に生きる大学および大学人のもつ共通の矛盾が爆発したものといえる。それは具体的には2つの基本的問題にみられる。

一つは学生の政治活動の自由の問題、とくに学内における政治活動の自由や、学外での政治活動の限界と関連するものである。

他の一つは社会の高度な発展に伴ない、高等教育の飛躍的普及と、産業界からの人材開発の要求とが重複して、大学の異常な膨張をもたらし、ここに大学の変容が必然的に起ってきたことである。そして、大学として新たな理念を樹立する以前に、すでにこのマス・ユニバーシティの及ぼす弊害が大学教育の機械化、非人間化として表われてきたのである。これは現代社会の機械的、官僚的機構がもたらす非人間化現象すなわち人間疎外の問題が、大学において象徴的に表われたものといえることができる。（鈴木博雄『学生運動』昭和43）

第2節 熊大紛争

1. 紛争の発端と経過

（1）紛争以前の状況

学園紛争が全国的に拡大して行ったのは昭和40年（1965）であったが、その年の5月20日、現在の鉄筋2階建学生会館の第1期工事が完了した。この学生会館運営委員のメンバー数をめぐって、大学側と学生側の意見が一致せず、6月10日になってようやく開館の運びとなった。この年の12月8日、市営バス料金値上に反対して熊大生400人が反対デモを行い、「こんなに集ったのは初めて」と「熊日新聞」に報じられている。

41年には次項で述べるように、厚生組合役員を中心として生活協同組合（以下生協と略称）設立問題が本格化し、11月28日、生協法人格取得と学生部改築のため立ち退きを要求されていた東光会館食堂閉鎖問題をめぐって、学生が10時間にわたり学生部長ら学生部幹部をカン詰めにし、団体交渉をせまった。その後12月6日から7日にかけて、学生部と厚生組合の間で生協設立に関する話し合いが行われ、その結果熊大に生活協同組合が誕生することとなった。

42年には、学生寮では炊事婦の公務員化を要求して寮生が大学側と対立し、6月12日学生5名がハンストに入り、このうち女子学生2名が6月21日に倒れるに至った。事態収拾のため大学は7月1日に学生部委員会を新設し、寮問題や学生の厚生関係の窓口とすることにした。11月30日には、医学部学生約150名が、登録医制に反対して市内デモを行った。

43年には熊大内部問題だけではなく、外部の問題に関連して一連の動きが行われた年である。1月16日、米国原子力潜水艦エンタープライズ号入港阻止を叫んで熊大生らが佐世保へ向けて出発し、1月20日入港反対デモに参加した。学内では3月7日、炊事婦公務員化について寮生と大学側の交渉が行われたが、8日、菅田委員長が高血圧で倒れて交渉が決裂し、大学側は翌9日、寮生が電気・水道料を不払いにしていたことから送電を停止するに至った。

学内ではこの年より、生協食堂の定食値上問題が持ち上がり、この問題解決を含めて生協運営に関して大学側との公開交渉要求が43年11月頃より表面化していった。

一方、医学部においては12月12日、無給医局員や学生による医局改善要求統一集会とデモが行われたがさらに続いて13日、黒髪キャンパスにおいて「定食値上げ阻止」「学長交渉実現」をスローガンに、総決起集会が開かれた。

（2）熊本大学生生活協同組合（熊本生協）

生協の設立前、食堂経営、文房具日用品の販売、受験生の宿泊あっせんなどは任意団体である熊本大学厚生組合によって行われていた。

昭和41年末、組合員の中から生協設立（法人化）を要求する声が高まり、大学側と生協発起人（代表山内一男法文学部教授）の間で話し合いが行われ、42年2月17日次の確認書ならびに了解事項の2通の文書が交換され、県知事の認可を得て42年6月に熊大生協が成立した。

熊本大学生生活協同組合設立に関する確認書

熊本大学生生活協同組合設立に関して、熊本大学と熊本大学生生活協同組合発起人との間に、左の事項について、確認し互にこれを尊重する。

- 一. 生活協同組合は消費生活協同組合法、第二条第二項に基づき経済活動を本務とする。
- 一. 生活協同組合は国有財産法および物品管理法に従う。
- 一. 生活協同組合は大学の秩序を守る。
- 一. 生活協同組合は組織運営について大学と協議する。
- 一. 大学は消費生活協同組合法および熊本大学生生活協同組合の定款を尊重する。
- 一. 双方の何れか一方に疑義が生じた場合は対等の立場で話しあう。
- 一. 生活協同組合は定期的に活動状況を大学に対し報告する。

本確認書は二通作成し、大学および生活協同組合が各々一通づつ保存する。

昭和42年2月17日

学生部長 山田昌司 ㊟
 事務局長 野口義人 ㊟
 生活協同組合
 発起人代表 山内一男 ㊟

確認書に伴う了解事項

了解事項

- (1) 生活協同組合は光熱水料並びに電話料を大学の定めるところによりこれを負担する。
- (2) 生活協同組合は理事長として本学教授の身分をもつ者を選出するよう努力する。
- (3) 生活協同組合は理事の構成員に各学部教官一名宛を加えるよう努力する。
- (4) 生活協同組合は監事のうち一名を組合員たる経理部職員より選出するよう努力する。
- (5) 生活協同組合は理事が全学的に選出されるよう努力する。
- (6) 生活協同組合は定款の変更、重要な規程の制定および変更について大学に報告する。
- (7) 生活協同組合は次の事項を履行する。
 - イ. 毎半期、毎年度決算書および事業の報告書を大学に提出する。
 - ロ. 役員および職員の人事異動についてはそのつど報告する。
 - ハ. 職員の健康管理については必要な条件を具備する。
 - ニ. 施設の防災、保全方針等については大学の方針と齟齬しないこと。

以上のことは確認書と矛盾してはならない。

昭和42年2月17日

学生部長 山田昌司 ㊟
 事務局長 野口義人 ㊟
 生活協同組合
 発起人代表 山内一男 ㊟

その後生協側は昭和42年6月17日の第1回総代会において、(1)学長確認事項の完全執行、(2)理工地区厚生センターの獲得、(3)消費者米価、授業料値上げ阻止などの活動方針を決定し、大学側に交渉してゆくことになった。これに対して大学側は同年12月、評議会の第3部会に特別委員会(3特委)を設けて、生協との交渉に当ることになった。

翌43年5月25日、生協側は第2回総代会において、(1)水道光熱費、授業料各種学校納付金の徴集に反対し、受益者負担原則に反対して闘う、(2)理工地区センター(STセンター)の建設を克ちとる、(3)厚生関係予算の設置を要求する、などの活動方針を決定した。7月25日3特委と生協側の交渉が行なわれ、双方において以後定期的に交渉を持つ必要があるとの確認がなされた。しかしその後夏期休暇のため交渉が行なわれなかったため、生協側は9月12日忽那3特委委員長宛に交渉を申し入れた。これを受けた3特委側は、第3水曜日を交渉日とする旨を提案し、生協側もこの提案を了解したが、その後3特委内部では忽那委員長が43年10月1日付で学生部長に就任し、その後任決定が11月11日の評議会第3部会開催日まで延び延びになっていたため、交渉は3ヶ月以上も行なわれないうままであった。

この間生協側は9月12日の3特委宛申し入れに対し大学側の回答無しと見て、今度は直接柳

本学長宛に10月28日および11月5日の2度にわたり、交渉の申し入れを行った。これに対して大学側は11月8日、小貫章3特委委員長代理より生協側に、3特委委員長が正式に決定次第懇談したい旨の回答を行った。

一方生協側は学長交渉実現のため、3特委に対してその実現に協力を求めることになった。11月15日3特委側と生協側の話し合いが行なわれたが、3特委側は生協側の協力要請に対して、学長交渉の斡旋は出来ないで今後3特委との交渉において問題解決に当たりたい、と返答した。

これを不満とした生協側は対大学交渉を有利に進めるため、11月19日柳本学長宛に次のような公開質問状を提出し、一般組合員に対してもこれまで代表者間で話し合われてきた内容を公表するにいたった。

昭和43年11月19日

公 開 質 問 状

1. はじめに

4年連続という消費者米価の値上げは、私達の生活を全般的に脅かし、生協の食堂を危機に陥し入れています。理事会は、この様な厳しい情勢を踏えつつ、次の様な理由で、定食値上げは最大限阻止すべきと考え、大学に対して、理工地区厚生センターの建設および水光費の国庫負担を要求してきました。

- ① 組合員の生活は全般的に苦しくなっている。
- ② 生協の食事価格は、周辺食堂や医学部食堂などの食事価格に、さらに下宿代などにも、直接的な影響を与える。
- ③ 毎日、3千人の学生、教職員が、生協食堂を利用している。

しかし、再三にわたる交渉にもかかわらず、国の予算編成の集約時点である現在に至っても、これらの問題は全然進展していません。このことはとりもなおさず、来年度の食事価格値上げ阻止を、危うくするものでした。

この様な事態に至り、11月13日緊急理事会は今までの特別委との交渉を整理し、この間、問題が進展しなかったのは主に特別委員会の体質的とも言える無責任さにあることを確認しました。と同時に、学長交渉を行うことを決定しました。

しかし、11月5日学長交渉申し入れ書に対する回答もなく、また、11月15日の対学交渉の中で再び浮ばりにされた特別委員会の無責任さ、さらに私達の「学長交渉を実現できる様協力して欲しい」という要請を拒否するに至り、11月19日再び緊急理事会を開催し、以上の点を整理して検討しました。その結果「学長交渉申し入れ書が無視されている現在、理由もないまま水光費を支払うことは組合員に対して無責任であり、11月から支払うべきでないと考えつつも、再度大学に公開で質問状を出し、その見解を求める」ことが全会一致で決定されました。

2. 11月15日の交渉をどう評価するか——特別委員会は無責任ではなかったのか。

交渉の冒頭に小貫委員長が言われたことは、第1、学長交渉のあっせんはできない。第2、特別委としては今後最大限、責任をもってことにあたりたい、第3、特別委と話し合う中で問題を解決して欲しい、という以上三点でした。

理事会は、これに対して基本的な考えとして、第1、学長交渉を行うことが目的ではなく、問題に

され解決されればよい。第2, 従って, 特別委が本当に問題を解決しようとして交渉にあたるのであれば, いつでも交渉を行う用意がある旨を回答をしました。しかし, 現実的には11月15日交渉でみせた特別委の態度は, 次の様な点で全く無責任なものであったし, これは体質的なものであると判断しており, 今後も学長交渉を実現する為に, 全理事が努力する考えです。

① 10名の委員のうち3名しか出席していない。

特別委員会は10名の委員で構成されているが, 3名しか出席していない。もちろん, 3名しか出席しなくとも, 生協としてとやかく言うべき筋合のものではないかも知れないが, 特別委の無責任さが問題にされ, 生協を, 学長交渉を要求せざるを得ないところまで追いこんでおきながら, なおかつ全員でことにあたる姿勢がないことは, お話にならない。

② 「理工地区厚生センターの建設が, 概算要求の中に入っているかどうか, はっきりしたことは知らないが, たぶん入っていると思う」という発言について。

理工地区厚生センター建設の問題は, 今まで特別委員会と交渉してきて, 議題として取り扱わなかったことはない。にもかかわらず, 「概算要求の中に入っているかどうか」さえ知らないとは, 何の為に今まで特別委と交渉してきたのかが, 今更の様にわからなくなる。

また, 「たぶん入っていると思う」と言うが, 入っているはずがない。何故ならば, 場所も規模も, いわんや設計もできていないで, 予算が要求できるはずがない。特別委の先生方は, 一体どこにお建てになるつもりなのだろうか。特別委の先生方は, 概算要求の中に「はいついていない」ことを知っていたのだ。

知っていたからこそ, 「知らない」と言ったのであり, 「たぶん入っていると思う」というのは, その場のがれの無責任きわまりない, 生協をだます様な発言であったのだ。

③ 坪数の問題について

特別委が, 学生・教職員の厚生施設のことを考えるのであれば, 坪数の問題を知らないはずはない。しかし, そのことに対する理事会の質問に答えられなかった。もちろん, このことの背景には, 施設問題を学生とともに検討しない, 大学の一貫した姿勢があるのだが。

3. 理工地区厚生センターの建設

特別委員会は「概算要求の中にはいついていない」と発言しているが, はいついていないことはまず間違いありません。従って来年度中に本建築で建てることは, どう考えても無理なことです。大学が真剣に検討してこなかったために, またもや私達は被害をうけるのです。理事会はこの点について, 大学に強く抗議します。大学は全然「学生生活を守る立場で運営」(40年学長確認)されていません。

そこで, 現実的な要求として, 理事会は正式に次のことを申し入れます。

来年4月から使用できる様にするということ, 内部備品は大学で整備するという2点を最低限の条件として, 工業化学実験室を使用できる様にするを要求する。

これは最低限の要求です。

4. 水光費問題について

過去, 大学は一貫して, 生協の水光費負担撤廃要求に対して, 受益者負担を理由に拒否してきました。しかし, 一方では業者(学生集会所)に対しては水光費ばかりでなく, 人件費までも援助してきました。また, 宮大(電気代)・商大(水光費)などの例もあります。従って, すくなくとも, 受益者負担は拒否する理由にならないことは明らかです。「業者に行っている程度の援助は, 少なくとも生協に対しても行っている欲しい」というのが, 我々の要求です。

尚、定食値上阻止という重大でささやかな組合員の願いを前にして、理由もわからないまま、業者でさえ支払っていないものを支払うことは、組合員に対して無責任であると考え、大学が受益者負担に代わる明確な理由を明示しない場合は12月から水光費不払いを行うことを決定しています。

5. 生協に対する規制について

過去もそうであったが、最近生協に対する規制が強化されつつあります。大学生協九州地方連合会の総会会場として、学生会館を使用することを妨害しようとしたり、生協のビラ、立看を不当にも撤去したりする事件がひんばんに起こっています。教養部の教室使用問題に至っては、今年6月に問題になり、大学がその否を認め、改善されたはずにもかかわらず、もう生協名では使用許可がおりない状況です。この様な一連の系統的な生協規制の一環としても、水光費生協負担撤廃要求の拒否があると、私達は考えます。業者にさえ認めているというのに！

6. 最後に質問点を整理します

1. 学長交渉申し入れを、何故拒否しているのか。
2. 理工地区厚生センターの建設についてどう考えるのか。
3. 学生施設の整備が、学生を排除したまま検討されているために、学生にとって不都合なことがおこっていることについて、どう考えるのか。
4. 水光費について
 - イ. 文部省のいう受益者負担をそのまま適用すべきなのか。
 - ロ. 業者と同じ措置がとれないのか。
5. 生協規制について

以上、5点に対する回答は、11月28日までにしていただきたい。 以上

これに対して大学側は11月29日、次のような回答を行った。

公開質問状に対する回答 (43. 11. 29)

1. 学長交渉申し入れを何故拒否しているか。

大学行政機構の上から、その理由は明らかである。大学行政は、例えば教授会で決定すべき範囲の問題は、教授会の議にもとづき、大学全体の問題に対しては評議会の議にもとづき、学部長あるいは学長が、行政官にその執行を命ずることにより運営されている。その執行の手続は、勿論法により定められた手続を経て実行に移されるので、学長といえどもこの枠を越えて行動することは許されない。さて評議会が、その内部に第三部会を設け、さらにこれに特別委員会を付置し、法人格をもつ生活協同組合と交渉するように規則を定めたのであるから、学長が直接交渉に応ずるようなことは、学長自から規則を破る結果になるし、またさらに以上の任務を与えられた特別委員会が学長交渉を斡旋するようなことは、自からの任務を放棄することである。これが学長への直接交渉斡旋を拒否する理由である。ただし、大学は教育機関であり、教育者としての学長と学生あるいは職員との間の対話や懇談は教育の一環として、すこぶる大切であることは論をまたないが、それは生協対学長の折衝の如き「交渉」と名付け得るようなものであり得ないことは勿論である。現下の経済状態は物価の高騰とともない種々の変動要因を含み、あるいは学生の勉学生活に支障や困難をもたらす部分もないではない。それに対し生協が苦慮し打開の道を講ずるのも十分に理解できることである。これに関しては、共に一体となって解決に当らねばならないし、そのことを考究する任務を与えられたのが、特別委員会にほかならないのである。

2. 理工地区センターの建設についてどう考えるか

原則としては、理工地区にも厚生センターを北地区同様に設けることがよいことは肯定できる。しかしさてその実現には次の諸問題が控えている。(1)第一に、現在熊大南地区の諸建築は完成に向いつつある流動期であり、永年の青写真の理想像もようやく固まりかけているところである。このことは学内施設計画を担当する評議会第二部会の主任務であるので、第三部会は早くからこの問題を第二部会の軌道に乗せるように話し合ってきた。しかし、大学本来の使命である教育研究場の新営に優先されて時間が遷延しているのは、やむを得ない事情と言わねばならぬ。まして、かくの如き費用はすべて国費によりまかなわれているので、他大学との振り合いもあり、われわれの理想の達成にある程度の時間がかかるのはやむを得ないところである。(2)生協側も右の事情を承知しているから、先づ暫定措置として、工業化学実験室の使用を希望していると思う。これに関しては、「工業化学実験室」と特定の場所を生協側で指定することが、甚だ一方的であって、生協本来の目的を達成するためには、このような一方的要求であってはならないと信ずる。既に生協側も承知しているように、この実験室の管理の責任は現時点においては工学部にある。工学部は工学部自身の教育研究場の管理に責任を持っている以上、要求に応ずるか応じないかは工学部の意志によるであろう。しかも新築完了にともない、旧造営物は取り壊すのが建前であるから、建物が仮に空いていても直ちに使用できるかは確信できない事情がある。単純に表向きの問題とすると、矢張り種々の困難があるであろう。(3)しかし、「工業化学実験室」と固定せず何等かこれに代わるべきものという柔軟な話であれば、当然工学部、本部施設、特別委員会の話し合いとなり、打開の路は広がるのである。生協の希望している当該の場所も、過去に於て幾度びか話題に上がり、その使用の可能性を論じたこともあったが、種々の理由から実現できなかった。われわれ委員会としては、もっとこの問題を検討する要ありと信じている。

3. 学生施設の整備が学生を排除したまま検討されているために、学生にとって不都合なことがおこっていることについてどう考えるか。

「学生施設」というのは「生協」の施設を含めて言うのかどうかわからないが、もっと具体的な事例を挙げて議論すべきであると思う。

4. 水光費について

イ. 文部省のいう受益者負担をそのまま適用すべきなのか。

ロ. 業者と同じ措置はとれないのか。

イ. これについては、現在では大学は法令その他の指示に従うほかはないし、特に水光費については生協設立に際し、昭和42年2月17日付の確認書およびこれにもなう了解事項(1)にも明記されていることである。従って、「受益者負担」の原則は当然守らざるを得ない。それが社会通念である。むしろ問題の本質は、「受益者負担」の原則でなくて、如何に現下の情勢に応じて、受益者の負担を軽減するかという方策に関してであると思う。そしてこの方策に関しては、当然、生協と大学側も協力研究してゆくの建前であるし、了解事項にも「運営の協議」という言葉が入っているくらいである。現在の熊大は、電力はすべて買電であり、水は、自家給水と、市水買入れの部よりなっている。前委員長時代に、北地区の水道代は16円より10円に値下げし、その後も自家給水の部分の多くなるにつれて生協の負担軽減に務める方向に研究していることは生協理事会側でも承知の筈である。それを無視して、徒らに水光費の全面的国家負担を叫んでもそれは無理というものである。しかして、生協側負担の電気料については、メーターによる分担区分を明らかにし、これに従っているので決して不当ではないと思われる。ロ. 申し入れ書によれば、集会所の業者に対し、大学が、不当の

援助をなしているかのように書かれているが、これは次の事がらから決して不当でないことが明らかになると思う。(1)集会所は本来、教職員学生の会合のために、大学が当然運営すべき厚生施設であって、それ等の水、光熱費、人件費は当然大学が負担すべきものである。特に人件費は知命堂、集会所および同窓会館の管理のほか、来学する非常勤講師等の宿泊者に対する世話に到るまで、すべてこれを行う義務を課せられた公務員に対し支払っているのである。(2)これ以外に集会所食堂は、学生の強い要望により、大学発足当初より、食事を供給する便宜を図ってきた。そしてこの分に対しては水、電気、ガス等はすべて大学側が料金を徴収している。従って大学が特別な援助を与えているという事実は全くない。なお食事供給のために、私費で働いている調理士がいるが、これも大学側が援助していることはない。

5. 生協規制について

種々の問題で、大学当局が生協活動に規制を加えているかの如き申入書の内容であるが、具体例を勘案してみると、ほとんど生協側の誤解に端を発していると思われる点が相当ある。例えば、前項(甲)の如くである。既に第1、2項でのべたとおり、大学行政は、個人の家庭の如く、必ずしも速やかに動くものではないし、すべて法により処理せねばならないし、そのために解決が遅延することも起り得るのであって、決して決定事項に対し実施を怠っているわけではない。しかし、事務というものは、全智全能の人間が処理するものでない限り、ミスは発生する。しかし、そのような事が起れば、特別委員会は常にその調整につとめ渋滞部を円滑にゆくように努力している積もりである。然して、生協側に於て定款に従い、且つ大学との協約を守り秩序を乱さざる限り、不当な圧力を加えられないのは勿論である。

生協側の要求のうち、定食費値上げ阻止のための水道料・光熱費の国庫負担要求に対して大学側は、法令その他の指示により受益者負担原則に従わざるを得ない、と回答したのであるが、その指示の中に大蔵省管財局長1号通達が含まれていた。それは「相手の使用した電気料、電話料は必ず徴収しなければならない」という主旨であり、後に所謂「蔵官1号通達」として論点の1つとなったものである。

さて大学側の回答を不満とする生協側は、12月2日全学決起集会を開催し、学長交渉を要求して大学本部におしかけ、6日夕方から翌7日にかけて本部会議室に坐り込みを続けた。この事態を重視した大学側は12月9日臨時評議会を開催し、生協問題について大学側の対応の仕方を協議することになった。席上柳本学長および小貫3特委委員長(11月11日就任)より生協問題に関する経過報告が行なわれ、このような状況の中で生協理事との交渉を行うかどうか協議された結果、現況では話し合いは無駄であり、一般学生や教職員に対して現状を訴え判断してもらおう外はない、との結論に達した。直ちに配付ビラの文案が検討され、同日付で一般学生および教職員に対して3特委名によるビラが配付された。

一方生協側は翌12月10日決起集会を開催し、大学側の態度を攻撃するとともに闘争拡大の方針を固めつつあった。これらの動きを背景にして12月11日夕刻、生協理事は柳本学長に対し、これ以上大学側が交渉を拒否し続けると泥沼の大学紛争に陥り入る事態となったから、予備折衝において交渉の期日およびルールを決定したうえで、公開交渉を行いたい旨申し入れた。

この申し入れに対し事態の緊迫化を避けるため、大学側は翌12月12日柳本学長の命により、

おだやかで平和的な交渉を行うため予備折衝に応ずる、との回答を行った。かくして12月14日大学側と生協側の代表者による予備折衝が行なわれ、次のような確認事項が取り交わされた。

予備折衝確認事項 (43.12.14)

公開の仕方について

公開とはいわゆる大衆団交の型をとらず両者の話し合いとする。

発言をしないオブザーバーの参加を認める。

混乱の收拾について

理事長および理事会は混乱が起きないように努力するとともに、混乱については責任をもって收拾する。

医師団 医師団を編成し、つぎのとおりとする。

大学側より1名、生協側より1名、看護婦については主任医の判断による。

出席者はつぎのとおりとする。

大学側 学長および学長より命ぜられたもの

生協側 生協理事長および理事

会場 学生会館大ホール

議題 1. 理工地区厚生センターについて

2. 水光費について

3. 什器・備品について

4. 今後大学と生協のあり方について

日程 日時 12月20日(金) 午前1時より6時まで ただし、その間において学長の健康状態により、その継続を判断する。議事の進行状態の判断は理事会において行ない大学に申し出る。

議事運営について

議長をもうけないで対話型式とする。

本交渉の結果については、大学側と理事会とで確認し、確認書には学長と理事長が署名捺印する。

これによって43年12月20日に公開交渉が実現することになったが、それに先立ち大学側では12月16日から18日にかけて各学部の教官会議が開かれた後、12月19日に評議会が開かれた。この時柳本学長より、自分が交渉の場にいる間緊急事態に即して適切な措置を取ることができないので学長代理を設けたい、との提案がなされた。これにより地理的な関係から工学部長を学長代理とし、工学部長がスタッフを指名することが了承された。

(3) 第1回公開学長交渉

この公開交渉には大学側より柳本学長をはじめ3特委の各委員と事務官が出席し、生協側からは教職員理事(理事長森田誠一教授)、学生理事、生協職員理事などが出席し、学生会館大ホールにおいて開催された。この交渉に先立って生協理事と3特委の間では予備折衝が行われ、交渉の議題について話し合がなされていた。その(1)は水光費問題、(2)は4年位前から大学側に申し入れてあった工学部理学部地区に食堂を作るという、いわゆるST地区センター建設問題、(3)は生協がその営業のために使用する備品類及び消耗品を大学負担として欲しい

という什器備品問題、そして(4)は今後の大学と生協のあり方、というものであった。

12月20日の第1回学長交渉は、午後から開始され、大学と生協のあり方、水光費問題へと議論が進められて夜間に及んだが、両者の間にはまだはっきりとした確認事項の合意に達しないうちに、柳本学長の容体が悪化し、交渉が中断されることになった。この時大学側と生協の間で次回交渉を3日後の12月23日に行うことが決められた。

しかし12月23日開催予定の第2回学長交渉は、柳本学長の健康状態が回復せず中止となった。ところがこの日の交渉にそなえて大学の職員が録音装置を始動して待機していたことを、生協側は盗聴事件であるとして次回の交渉で非難攻撃した。

正月早々、事態を憂慮した森田生協理事長ら教官理事数名は、病気療養中の柳本学長を自宅に訪ね、妥結のための具体案を話し合った。それは当然双方の責任ある組織（評議会と生協理事会）の決定となることが期待されたのであるが、実際は双方とも必ずしもその方向に向わず、全国的な学園紛争の激化という状況のなかで、本学の紛争のみがスムーズに終熄に向うことはとても困難であった。

44年度に入って、全国的な大学紛争の中でその頂点にあった東京大学では、安田講堂をめぐる全共闘学生と機動隊とによる激しい攻防戦を経て安田講堂の封鎖解除がなされたものの、大学機能は完全に麻痺し、44年度の入学試験は中止されることになった。この東大入試中止の波紋は全国立大学に波及し、熊大においても1月23日の評議会において、熊大への東大学生定員の振分け入学について協議が行なわれた。

このような中に、第2回目の学長交渉が再開された。

(4) 第2回学長交渉

44年1月24日、柳本学長の回復を待って再開された第2回交渉は、その冒頭から荒れ模様であった。というのも、12月23日に起った前述のいわゆる盗聴事件が最初に問題とされ、これを契機として学生側は大学当局に対する日頃の不満をぶつけることに多くの時間が費やされた。その間に柳本学長は再び容体が悪化し、ドクター・ストップによって退場することになった。

この後、忽那学生部長が学長臨時代理を務めて議事が続行され、確認書が交わされるに至った。この内容は、(1)盗聴行為については謝罪する、(2)43年11月29日付回答（公開質問状に対する全面的否定的回答）は全面的に撤回する、(3)評議会名による教職員に対するビラは撤回し陳謝する、(4)水光費及び什器備品についての回答は撤回し、全廃の方向で再検討するというものであった。(1.24確認書)

ここにみえる教職員に対するビラというのは、43年12月9日の臨時評議会で文案が決定され配付されたもので、生協と第3特別委員会との交渉経過を明らかにするとともに、生協側の光熱費国庫負担要求は、生協側の商売の拙さに原因があるのを大学側に糊塗するものであり、今回の学生側の動きは「既に生協問題の域を逸出し、いわゆる学園民主化騒動の姿に転化しつつあり、十分この点を監視し交渉を行なう必要がある」との見解を示した内容であった。

(5) 第3回学長交渉

前回の1月24日の確認書によって、1月28日午後1時から交渉が再開された。しかし、交渉途中において忽那学長代理の健康状態が心配されたため、休憩に入ることになった。この間生協側は、生協作成の確認書に忽那学長代理の署名捺印をもらおうとしたが、休憩中の忽那学長代理に会うことができず、署名をもらうに至らないまま休憩が終った。

しかし交渉再開直後大学側は、交渉の当事者である忽那学長代理がドクター・ストップとなったため、交渉は中断せざるを得ない旨を宣言して退場した。

この間の事態について生協側は、事前に忽那学長代理と生協の教職員理事との間で妥結案が話し合われ、両者とも28日の第3回交渉で問題解決をはかることで一致していたにもかかわらず、忽那学長の健康上の休憩によってその確認を得ることが出来ず、その後の大学側の一方的退席によって破局にいたったと説明している。そしてこの問題はのちの生協裁判における重要な争点となった。

2. 紛争の激化と封鎖

(1) 各学部学生の動向と大学側の対応

交渉の中断を大学側の一方的な退席とする生協の主張に同調して、多くの学生が一挙に大学不信に陥った。即日抗議集会が開かれ、各学部総代にこの交渉の様子が報告された後、その対策が話し合われた。

交渉から3日後の1月31日、まず教養部において生協問題をめぐるスト権確立投票が行われ、圧倒的多数でスト権が確立された。そして翌2月1日、教養部はストライキに突入したため、期末試験が延期されることになった。2月2日、教養部に続いて法文学部においてもストライキに突入し、法学系期末試験が延期された。

2月10日、熊大全学統一集会在開かれ、多数の学生が参加したのについで、13日には学生総決起集会が開かれ、熊大創立以来という2千名の学生が市内デモを行った。

2月16日、工学部においてもスト権が確立されたが、21日に、学生側が要求した予備折衝申入れに大学側が受諾したので、スト権は一時保留されることとなった。

その後、大学側は工学部学生連絡特別委員会に対して、学生・大学双方から選んだ司会者によって予備交渉と公開交渉を行いたい旨の回答を行ったが、これまで法文・教養ストライキ実行委員の公開交渉申し入れを大学側が拒否していたことから、学生側は「分断策」だとしてあくまで無条件公開交渉を要求することになり、工学部も2月24日からストライキに突入した。一方1月28日の第3回公開交渉決裂の後、教養・法文が相継いでストライキに突入した中で、2月4日、かねて高血圧症であった柳本学長は自宅療養のため休職願を提出した。評議会はとりあえず後任の学長事務取扱を選任することになり、2月12日教育学部長荒木雄喜教授が任命され、入学試験、卒業式を間近にひかえて事態収拾に当ることになった。なお、柳本学長は3月25日付で正式に学長を辞職した。

この頃学内の教官の間においては、理学部物理教室の呼びかけによって、全学教官集会在が計画されようとしていた。その旨の要望書が大学側に提出され、主催、議長、日時、場所等全て評議会側の了承を得、2月19日に開催されることになった。ところが全学教官への案内状発送のすんだ2月17日の午後になって、評議会の情報対策委員長より議長その他について強硬な申し入れが行われた。主催者である物理教室はこの申し入れに対して、我々はこれではもはや会の責任を持つことはできないとして中止を決定し、翌18日その旨全学に通知したのである。かくして熊大紛争に関する全学教官集会是中止となってしまった。

2月21日荒木学長事務取扱は、18日公開交渉を申し入れていた工学部学生連絡特別委員会に対して、予備交渉を行った上で受諾する旨回答したが、これに基いて25日、大学側折衝委員と教養ストライキ実行委員会、法文ストライキ実行委員会、生活協同組合、工学部連特委の四者代表による予備折衝が行われた。その結果翌26日、ストライキが行われている状態を前提に公開交渉に臨み、入試前までには問題解決をはかる、という確認書が交わされた。

そして2月27日、約1か月ぶりで第4回の公開交渉が再開された。会場の中央講堂には多勢の学生がつめかけ、双方代表者のやり取りを見守った。学生側は前回の所謂「一方的退席」について激しく追求し、大学側の答弁に対して会場一杯の学生からヤジと怒号が湧き起った。長時間にわたる緊張状態のため、荒木学長事務取扱はじめ多数の評議員がドクター・ストップになるという憂慮すべき事態となり、この交渉は中断された。

3月1日午後1時より、前回の約束に基き第5回の交渉が開かれた。しかし今回も翌2日未明に至るまでの交渉継続の中、大学側評議員全員がドクター・ストップとなり、交渉はまた中断された。

ところが大学側は、3月5日の熊大入学試験が平穩に終了した後、評議員の健康回復が遅れていることを理由に、6日予定の公開交渉の延期を学生側に申し入れた。これに対して学生側の4団体は、13日に交渉を再開することを要求した。しかしこの申し出に対して大学側は、学長事務取扱の名前で、このような公開交渉の反復には疑問を持っているので、4者代表が今後の話し合いの進め方について首肯しうるような見解を示さない限り、公開交渉の続行は断念するという見解(3.13声明書)を発表した。

これら一連の大学側のやり方に対して、これまで態度を保留していた薬学部が、3月15日ストライキ突入を決議した。これに続いて翌16日、教育学部もストライキに突入した。学生ばかりではなく理、法文、教養などの教授会も18日、このような声明を出した大学評議会に対して批判の声明書を発表した。

教養、法文、工、薬学、教育の5学部においてストライキが行われるという異常な事態の中で、ついに昭和44年度の卒業式は中止となった。3月28日、荒木学長事務取扱は健康上の理由により辞任を申し出、評議会は後任として忽那医学部教授(当時学生部長)を選任した。

(2) 本部封鎖

44年度新入生は、入試合格発表の後、前年以來の学内紛争によって事態悪化のまま自宅待機

となっていたが、全学共闘会議（全共闘）は4月11日の自主入学式を訴えた。

続いて4月15日、教養部スト実、法文部スト実、工連特委、教育学部代議員会執行委員会、薬学部自治会特別委員会、生活協同組合の6者代表は連名して、大学側に対して政府・文部省の大学支配、教育学問の私物化を拒否し、熊大を真の学問の府として創造していくために大衆団交を開くよう申し入れた。その具体的要求は、(1)水光費の全額国庫負担（大学当局が予算を理由にそのことを拒否する限り、経理の公開を要求する）、(2)自治規制の撤廃、(3)公開交渉を原則とし、一週間以内に応じること（大衆団交の場合も同じ）、(4)これまでの行為を自己批判し、評議会総退陣のこと、というものであった。

これに対し大学側は4月22日、過去5回の公開交渉の経過より、双方代表者による積み重ね方式による要領で行いたいと回答した。それと共に同日付で「熊本大学学生諸君へ」というビラを配布し、大学側は次のような見解を表明した。

大学改革については多くの大学においても検討が進められていることは周知のとおりであり、本学においても熊本大学改革準備会を発足させ、従来の大学のあり方に対して卒直に反省しこれまでの制度や慣行にとらわれず、主体的に大学の改革にむかって最善の努力をはらう決意である。

1. 自治問題については、暫定案の検討をすでに終えており、これについて学生諸君との間に協議が持たれることを期待している。
2. 従来の交渉において、生協より提出された理工地区厚生センターおよび水光費、什器・備品に関する要望に対しての大学の提案の骨子は、44. 1.30公示の通りであり、水光費については、今後学生の要望の線に沿って努力する。なお、理工地区厚生センター暫定開設のための食堂、厨房部分の改修工事は、すでに43年度予算によって完工している。引き続き44年度初頭より実施する予定の厨房設備工事等は、生協との協議が終るまでは着工が困難であり、水光費、什器・備品に関する件をも含めて、早急に協議を終れることを要望する。

しかし、全共闘学生は大学側の大衆団交拒否の回答を不満として、同日夕刻決起集会を行い、大学本部構内をデモした後、本部内に乱入し本部封鎖を敢行した。スト突入以来82日目、熊大紛争はついに本部占領にまでエスカレートした。

翌23日、忽那学長事務取扱はさきの6者に対し本部封鎖学生の退去勧告を行い、同時に記者会見して警官導入は考えていないと表明した。

一方、3か月近いスト状態の中で、工学部学生の中に就職、留年、奨学金停止などの問題から、スト解除の動きが現われ、4月24日の学部集会において6時間の討論の末、スト解除が決定された。しかし、25日に再開された集会において、先のスト解除を白紙撤回することになり、スト続行が決定された。さらに、熊大教官の中においても、大学評議会の紛争解決への対応のし方に対して不満の声が強く、4月22日、大学側が学生との大衆団交を拒否した同日に、熊大全学教官共闘が結成された。26日、理学部教官会は、忽那学長事務取扱が、機動隊導入を含む全権を掌握することに反対する旨を申し入れた。

大学側はこの間4月22日、28日、5月2日と代表者による交渉再開を申し入れたが、学生側はあくまで大衆団交を要求してこれを受け入れようとはしなかった。そこで大学側は5月6日

付で「熊本大学学生諸君へ(II)」を配布し、4月15日付の6者の要求について次のような見解を学生側に表明した。

自治規制について

大学の粗案はつぎの通りである。

1. 自治会については

つぎの条件で公認する方針である。

- (1) 大学教育の目的にそったものであること。
- (2) 所属学生の総意を結集したものであること。
- (3) 規約、選挙結果、執行部名簿を提出する。

2. 学部共通細則について

原則的には憲法で保障された自由権を、学内においてもこれを保障する立場から、学部共通細則第四章は廃棄する方針であるが、技術的な調整が必要となる事項は、双方の代表により協議する。

これらの議題についての交渉はいずれも、団交の心身消耗の恐れある熱気の中では、有終の効果をあげうるものとは考えられず、静かな雰囲気の中で、冷静に討究を重ねるべきものと思う、この意味で双方の代表団による交渉のつきかさね方式を提案した次第である。

大学の態度

これにのぞむ大学の根本的態度はあくまで、自主的に進み、権力の支配には一切屈するものではない。なお教育、研究、思想の自由が侵されんとする時には断固としてたたかう。行政面においても政府・文部省の指導助言に従うか否かは、大学の自主的な判断に属する。熊本大学は終始この態度を堅持するものである。

なおここで問題となっている学部共通細則というのは次のような内容のものであった。

第4章 団体、集会揭示、出版

第13条 学生が、学内団体を組織するときおよび学内団体の規約または出願事項を変更するときには、責任代表者3人以上連署して各学部を通じて学生部長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、学科会、同級会は、関係教官に届け出て、その指導を受けるものとする。

第14条 学生が、学内で集会を行なうときには、その主催の責任代表者は、各学部を通じて学生部長に願い出て、許可を受けなければならない。

第15条 学生が、学内で揭示をする場合には、各学部を通じて学生部長の許可を受けて、所定の場所にしなければならない。

2 学生が、学内でビラ、パンフレット等を配布する場合には、各学部を通じて学生部長に願い出て、許可を受けなければならない。

第16条 学生が、学内で頒布する印刷物、刊行物を作る場合には、各学部を通じて学生部長にその印刷物刊行物を提出して、許可を受けなければならない。

(3) 工学部教授軟禁事件と機動隊導入

4月30日、工連特委は工学部長に対して(1) 3.13, 3.18, 4.22声明の白紙撤回を評議会に申し入れること、(2) 水光熱費に関する黒田学部長の見解について、(3) 今後の学部における交渉権(大衆団交を基本とする)について、という3議題を掲げて学部交渉を申し入れた。これに対し工学部側は、団交、公開交渉は受け入れられないが、その意図については代表で話し合

いたいと回答し、その後代表同志の話し合いが行われた。

しかし、工連特委側は5月6日再度学部交渉を申し入れたため、学部側は8日午前10時より教授会を開催し、学生側に回答の1日延期を申し入れた。学部側のこの申し入れを不服とした学生側は、12時半頃から工学部に集結し始め、会議の行われていた本館2階会議室に押しかけ、教官側を取り囲んで団交を要求して押し問答を続けた。

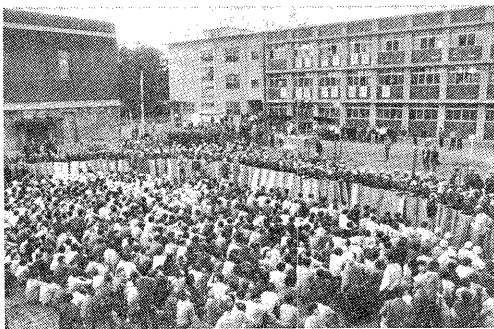
この間学生側は教官の退席を阻むため館内のシャッターや防火ドアを閉ざし、教室より机や椅子を持ち出して出入を制限してしまったため、教官側は工学部本館にカン詰め状態となってしまった。夕方には工学部学生に全共闘学生が加わり、学部長や評議員、それに教授達は椅子ごとあるいは強制的に会議室に入れられ、学生側の団体交渉要求が激しい怒号とヤジの中に、深夜まで続けられた。

9日午前1時になってやっと休憩となり、午後1時より再開されることになった。しかし、この間学生側は教官側の会議室よりの退席を許さず、ほとんどの教官は部長室、事務室で仮眠をとっただけであった。午前4時頃になって疲労のために衰弱していた黒田学部長と教授2名は医師の診断の結果、救急車で収容され大学病院に運ばれた。

学生側の申し出により9日午後3時より再開された交渉の席上、工学部側は工連特委に対して大衆団交を拒否する旨の回答文書を手渡し、これに関する説明会が開始された。学部側の説明と学生側の反論が行われている最中、午後5時に至って工学部長代理（本里教授）より説明会打ち切りの宣言がなされた。学生側はこの宣言を受け入れず、あくまで団交を要求した。7時30分、工学部長代理は再び説明会打ち切りを宣し、学生の退去を言い渡した。

この退去命令を機動隊導入の前兆とみなした学生側は騒ぎ出し、外部では警官導入粉碎のデモがくり返された。一方、この退去命令に対しては工学部教官の中からも最後まで話し合うべきだ、として反対の意見が出されて議事が混乱し、教官側だけで協議が行われることになった。しかし、午後10時30分に出された教官側見解は、主張を変えずというものであった。事態は平行線のまま2日目に入った。

一方、工学部の事態について報告をうけ、様子を見守っていた大学側は、10日午前2時この



工学部本館横に座りこんで機動隊とにらみ合う学生達（熊日提供）

ままでは人命の危険があるとの判断により、熊本県警に対して機動隊の出動を要請した。要請をうけた県警は午前4時前750人の機動隊を出動させ、5時すぎに工学部本館に丸2日間軟禁状態となっていた教授陣を救出した。それに続いて1時間後には、すでに無人となっていた大学本部の封鎖を18日ぶりに解除した。そしてこの後も1週間にわたって機動隊約100人は大学内に泊り込み、警戒体制をしいたままであった。

(4) 機動隊導入の波紋

さて、大学側のはじめての機動隊導入は、学内の教職員や学生に対して大きな衝撃を与えた。

翌11日、学生側は大学側の機動隊導入に抗議してデモ行進を行い、「機動隊帰れ」のシュプレヒコールをくり返した。機動隊導入の知らせに驚いてかけつけた一般学生の参加を得て、デモを行った学生の数は一挙に千人にふくらんだ。一時、教官の間においても学長事務取扱名による大学側のこの措置は、学部長会議や評議会にかけられることなく決定されたとして批判の聲が大きく起り、13日教官有志による抗議声明が公表され、この問題に関する学長会見が申し込まれた。

14日、教育学部では、スト解除派学生がスト派学生に呼びかけてスト賛否投票を行うことを提案したが、スト派学生より、機動隊導入という事態の中で単位を取り社会に出て教育に携さわる、そんな教育とは一体何なのか、という反論に会って提案が取り下げられた。

教養部では、15日この問題をめぐって大衆団交が開かれた。学生側の主張に対して、教養部長以下の教官側は、(1) 大学当局が警官導入にあたって事前に部局長会議などに連絡しなかったのは遺憾である。(2) 導入の時点で4人のカン詰教授の生命の危険はなかったと考えられ、そのさい警官隊に引き揚げを要請すべきではなかったか。(3) その後も警官隊の学内駐留が続いているのは大学自治の破壊である、などの学生側に同調する見解を示した。



新入生も参加して開かれた教養部団交(熊日提供)

同日、忽那学長事務取扱は、教官有志の会見申し込みに対して、代表者2人と話し合いたいとして、有志全員との会見はしないとの旨回答した。17日に至って、残留していた機動隊が1週間ぶりに引き揚げた。

これまで全学部的にストライキに入っていなかった理学部でも、大学側の機動隊導入という新たな事態を前にして、17日から18日にかけてスト権確立の投票が行われることになった。しかし賛成者が過半数に達せず、スト突入は見送られた。

工学部においては17日、スト解除派学生が過半数を越える署名を集めて授業再開を要求したため、これを受けた学部側では25日より各科2・3年生の授業を再開することを決定し、学生全員にこの旨を通知した。

一方学内においては17日午後、大学立法粉碎と熊大闘争勝利を掲げて学生集会が開かれ、市内デモ行進が行われたが、この時学生5人が公務執行妨害で逮捕され、翌日の新聞に警備の行きすぎではないかと報じられた。

19日、教養部教官会議においては、問題解決まで自宅待機中の新入生に授業を行わないように、との要望書を大学側に提出することが決定された。

20日、法文学部教授会は全共闘学生と団体交渉を行い、4項目からなる確認書を取り交した。さらに医学部では22日、有給職員定員を大幅に増し無給医局員を失くすることを要求して、無給医会の結成大会が開かれた。

さて、工学部では26日各科別に授業が再開されたが、スト派学生が押しかけたため、中止を余儀なくされた。さらに同日、さきに工学部教官をカン詰めにしたという容疑で学生3人が指名手配された。

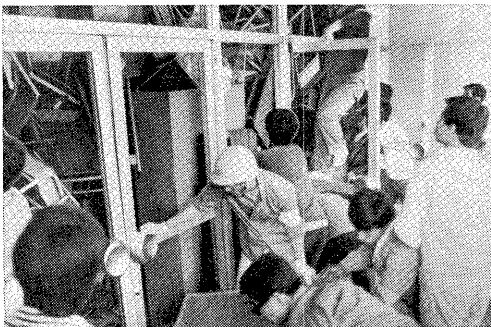
翌27日、学生会館ホールにおいて全共闘による全学総決起集会が開かれ、(1)全学バリケードストライキ体制において戦う、(2)大学立法粉碎、の2点が決定され、今後の成り行きが懸念された。

28日、熊本県弁護士連合会人権擁護委員会は、工学部スト解除派学生の訴えで、授業を受けられないのは人権侵害であるとの声明を発表した。一方、大学側は28日付で「熊本大学生のご家庭へ」と題する6頁にわたるパンフレットを全学7,500名の学生の各家庭へ郵送し、紛争解決のため各家庭の協力を訴えた。

また、同じ28日、大学評議会は国会に提案されていた「大学運営に関する臨時措置法案」に反対することを決議すると共に、各学部で学生の参加した「学部のあり方検討委員会」を作り、自主的に大学のビジョン作りを行う方針を決定した。この日、他学部在先がけて、医学部において学部あり方委員会が発足し、第1回の会合が開かれた。この委員会は職能代表6、教授4、助教授・講師4、助手4、無給医3、事務職員2、大学院生2、インターン生2、クラス代表4の計31名で構成され、学部長の諮問機関として、学生の地位、医学部のあり方、医局のあり方などについて討議することになっていた。

(5) 工学部封鎖

5月26日の工学部授業再開が、これに反対する学生の妨害によって不可能となってしまったため、27日午後4時よりストライキ体制の賛否を問う工学部集会が開かれた。この集会はスト続行派と解除派の間で激しい論戦が行われ、28日をはさんで29日の明け方まで続行された。その間、スト続行派と解除派の間で議長不信任動議と採決がくり返され、29日午前2時すぎに至り、解除派議長によって挙手多数によるスト解除の採択が行われた。



工学部1号館封鎖解除 (熊日提供)

これに対して全共闘側は、解除派学生の退場した同会場で直ちに集会を開き、バリケード(バリケードストライキ)決行の決議を行った。午前5時すぎ、学生百数十名が工学部1号館に押しかけ、バリケードを築き上げ、授業や勤務のために入館しようとした教職員や学生を実力で排除し、午前9時30分完全封鎖状態に入った。

学部側では、中にたてこもった学生に対し

て退去勧告を行う一方、全共闘学生が1号館を引き上げた際に教職員の手によって一たん封鎖を解除したが、ゲバ棒を持った学生数百人が直ぐさま押しかけ、再び同館は封鎖された。

翌30日、封鎖解除をめぐる全共闘派と解除派の間で再三小ぜりあいが行われ、31日も早朝より解除派がバリケードを撤去しようとしたが、反対派の抵抗にあい、一たん中止された。午前10時より今度は教職員80名が撤去にかかり、封鎖を解除した。この間、県警機動隊は学生の乱闘にそなえて学外に待機していたが、たいした混乱もなく封鎖が解除されたために、午前7時に全員引きあげた。

しかしながら、全共闘派学生は午後3時より緊急の全学総決起集会を開き、工学部1号館の奪還、授業再開紛争を決議し、6時すぎから学内デモに移った。そして9時すぎ、デモ中の学生が無人の1号館に殺到し、内外から机や椅子を積んでバリケードを築き完全に占拠してしまった。5月31日の夜、工学部1号館は再び封鎖され、事態はまたも振り出しにもどった。

(6) 運動の分裂

工学部では1号館封鎖のまま、6月3日新入生以外の授業が再開された。これに対し全共闘派は抗議のデモを行ったが、実力阻止には至らなかった。だがこの工学部における授業再開はスト続行中の他学部学生にかなりの影響を与えることになった。教養部連盟(スト解除派)は、同日午後さっそく学内に「スト解除、全共闘はわれわれ学生の退去命令に従え」というビラを張り出した。4日、法文では4年生が中心となり、スト解除派だけの集会を開き、さらに薬・教育の両学部でもスト解除の署名運動が行われていた。学内ではすでに理学部、工学部においてスト解除が決議され、しだいに4年生を中心として解除派学生の数が多くなっていった。

その理由は、(1)求人申し込みが相次ぐ中で、推薦受け付けを締め切る企業も出てきたこと、(2)2月に行う予定だった学年末試験をすみやかに実施しないと、育英会奨学金打ち切りの時期が迫ってきたこと、(3)これ以上紛争が長びくと夏休み、冬休みをつぶしても単位取得に必要な時間数がなくなること、などによるものであった。(「西日本新聞」昭44.6.4)

これらの動きをうけて、6月4日、工学部スト解除派学生の呼びかけで全学的な工学部封鎖抗議集会が開かれ、全学スト解除が決議された。(「熊日新聞」昭44.6.8)

6月6日、封鎖解除反対のため女子学生3人がハンストに入り、全共闘派の集会と小ぜり合いが展開される中で、各学部においてはスト解除の動きが相次いだ。

6月9日、工学部はトラブルを避けるため、期末試験をレポート提出に切替えた。6月18日、教育学部の学部集会において、スト解除派が多数を占め、23日から授業が再開され、教育実習も実施されることとなり、法文においても23日より4年生だけに全科目レポートによる期末試験が行われることになった。ついで、6月30日には薬学部がスト解除を決定した。

3. 封鎖解除とその後の学内情勢

(1) 機動隊導入

5月29日以来、工学部1号館は大学側の度重なる退去勧告や、学生・教職員による十数回に及ぶ自主解除の動きにもかかわらず、たてこもる学生側の頑強な抵抗にあい、封鎖状態が続いていた。

このような状態の中に6月23日、工学部スト解除派学生は学部側に対して、機動隊導入を要請し、これをうけた工学部教授会ははじめ教職員の4団体も大学側にこの申し入れを行った。



催涙ガスたちこめる中、赤門バリケードを取り除く機動隊（熊日提供）



工学部1号館屋上の敷石は投石用にはがされていた（熊日提供）

そして7月4日早朝、忽那学長事務取扱の要請で県警機動隊2個大隊600人が熊大構内に出動し、工学部1号館は封鎖解除された。引き続き機動隊は全共闘派学生が占拠していた学生会館の強制捜査に踏み切ったが、国道54号線をはさんでこれを阻止しようとする学生側との間に、投石と催涙弾の応酬があり、学生側には9名の逮捕者が出るに至った。

36日ぶりに封鎖解除された工学部1号館は、先に大学本部が封鎖された時ほとんど被害がなかったのに比べて、惨澹たる有様であった。しかし、学内教官からの度重なる申し入れにもかかわらず、三度目の機動隊導入が要請されたことに対して、大学内には不満の声が強く、特に学生会館の捜査にまで及んだことについては、今後さらに問題の正常化が遅れるのではないかと懸念する向きもあった。

この機動隊導入の事態に対して、熊大新入生も同日午後はじめて抗議集会を開き、約200人が雨の中で街頭デモを行った。また教養部では同日午後、スト派とスト解除派の2手に分かれて集会を行い、スト派は今後の交渉しだいでは教養部本館封鎖の方針を決定し、一方解除派は投票によって続行か否かを決定することになった。そして、全共闘派は同日深夜、4日に重要文化財に指定されたばかりの、五高時代の赤門を封鎖した。

法文学部では、スト続行派が5日午後7時から集会を開き、機動隊導入と法文学部授業再開の動きに抗議してパリストを決議し、同日深夜法文学部本館出入口を防ぎ、7月31日までの期

限付でバリストに突入した。

(2) 収拾への動き

薬学部では7月7日、3か月ぶりに授業が再開されたが、教養部ではスト解除派によるスト続行賛否投票が7月7日から11日まで行われた結果、投票数が過半数に達せずスト解除は見送られた。

一方、教養部や教育学部においては、教職員による事態収拾への動きが本格化し、14日から16日にかけて大学法案反対のためバリスト戦術に出ようとした学生側の先手を打って、教職員側が学部本館前に座りこみ、学生側の波状攻撃や本館内への出入を実力で阻止するという方法がとられた。15日の「熊日新聞」は、この教職員による「逆封鎖」は全国的にも珍しいと報じている。16日全共闘派学生約400人は、大学立法に反対して街頭デモを行った。他方、医学部無給医会は17日から8月1日まで、大学法案反対と無給医全員の有給化を要求して診療拒否に入った。

7月19日、教養部では中央講堂において学生大会を開催したが、スト続行派の妨害により流会となった。22日、法文学部においても解除派による集会が続行派に妨害され小ぜりあいが行われた。同日、医学部では旧2年生を仮進級させて専門課程の授業が再開され、工学部でも旧1年生の仮進級を認めて授業が再開された。法文学部では22日、3年生のスト解除派学生が教養部講義室でスト解除宣言を行い、学部当局に授業再開の要求をすることに決定した。

一方、教養部では25日午後1時より、教官とスト実との団交が開かれ、教官側は新1年生の授業再開を要求したが、学生側はこれに反対して平行線のまま進んだ。午後11時ごろ教官退席の後、学生側はバリストを決議して教養部本館玄関などにバリケードを築いた。

7月26日、新入生から出された学生の交渉権・団体権に関する公開質問状に対し、大学側は「学生が大学当局と交渉する権利は保障されていない」という見解を明らかにした。31日、全共闘系の学生300人が市内デモを行ったが、その時デモの中にいた公務執行妨害で指名手配中の学生3人が逮捕された。

8月1日、法文学部の7月31日までの期限付バリストが、スト実の手によって28日ぶりに自主撤去され、赤門前のバリケードも職員の手で撤去された。2日、医学部では無給医の診療が再開されたが、2日から3日にかけて参議院の文教委員会、ついで本会議で大学法案が強行採決された。4日、各地でこの法案に反対して抗議行動が起り、本学でも緊急部局長会議が開かれ、忽那学長事務取扱が記者会見して、熊大紛争は収拾に向っており、あくまで自主解決にむけて努力し、文部大臣への紛争報告はしないと発表した。

8日、スト続行中の法文学部、教養部では、それぞれ11日と20日、授業再開の方針が決定され、学生に通知された。11日、法文の授業が再開されたのに続いて、12日、スト実によってスト解除が行われた。

教養部では20日の授業再開を前に、19日午前、教職員の手でバリケードが自主排除された。教養部では学生側に自主撤去を呼びかけていたが、全共闘・スト実ではこれに応じなかったた

め、やむなく教職員約300人によって行われたもので、学生側は抵抗をしたが、教職員によって阻止された。かくして8月20日、スト突入以来7か月ぶりに最後までストを続行していた教養の授業が再開された。心配された全共闘側の妨害もなく、学内は正常化への第一歩をようやくにして踏み出すこととなった。

しかし、教育学部では新たな事態が発生した。21日夕刻、教養部授業再開をうけた教育学部では、これまで319号室を学生運動の拠点にしていた学生自治会の全共闘派の学生達に対して退去命令を出し、教職員が実力排除したことから、22日には学生の反撃にあい、319号室は学生側によってバリケードが築かれ、学部外ではこれを支持する全共闘学生と、退去命令を行う学部側教職員の間で、緊張状態が続いた。

その後も学生側と教職員との間で、占拠と撤去のくり返しが行われ、教職員の手によって最終的にバリケードが撤去されたのは、翌45年2月25日のことであった。

(3) 紛争収拾後の学長選挙

44年8月下旬、教養部の授業再開によって学内は一応平常にもどったが、大学側と学生側・生協側のトラブルはその後も絶えなかった。その第1は学長選挙であった。

柳本学長の辞職以来、学内では正式の学長選挙が行われず、学長事務取扱を選任して紛争解決に当たっていたのであるが、紛争が一段落した後、直ちに学長選挙が行われることになった。9月18日学長候補者の選挙があり、25日に適任者推薦委員会が発足し、26日候補者5名が承認された。これに対して学生側は、学長選挙を阻止する構えを見せ、9月26日生協職員が無期限ストに入ったのに続いて、30日法文学部ではバリケードが築かれた。

この事態に対して大学側は、10月1日の学長選挙を郵送投票にすることを決定したが、同日、学生側と職員が衝突し10数人の重軽傷者が出て県警機動隊500人が待機するという状態であった。10月4日学長選の開票が行われ、忽那学長事務取扱と六反田医学部長の間で決戦投票となった。6日、学長選阻止を叫んで行われた法文バリケードが教職員の手で排除され、8日学長選の当選者が六反田教授であることが発表されたが、六反田教授は一身上の都合を理由に当選を辞退した。しかし、11日になって学長就任を受諾し、第4代の熊大が正式に決定した。

(4) 生協問題

大学側と学生側のトラブルの第2は生協問題であった。

大学側は、学内平常化後も生協関係者が過激な集団を組み、不当な要求を続けるのみならず、たび重なる大学側の警告にもかかわらず学内の建造物を破壊し、教職員に暴行を加えるなど目にあまる行動をしたとして、生協側に対して昭和45年3月31日限りで大学の施設・設備を使用させないとして、大学構内から退去することを通告した。

しかし、生協側はこの通告を無視して45年度も営業を続けた。また大学が学生・教職員のために新たに開設した黒髪南地区食堂（財団法人学校福祉協会の営業）及び北地区食堂の建設に対して妨害を行い、暴行を加えるなどに及んだため、その管理責任上生協の不法な行為を放置

することはできないとして、45年12月熊本地方裁判所に対して、大学の建物を明け渡し備品等を引き渡すことを要求する民事訴訟を起すに至った。以後生協問題は長期にわたり熊大の管理運営上最大の問題となった。

(5) 学生処分

学園紛争に関する処分が検討されはじめたのは、全学的には44年12月の256回評議会における六反田学長の発議によるものであったが、工学部ではそれより前から事実調査がすすめられていた。学長は不法行為の事例をあげて、各該当者の有無、立証の可否を検討するよう求めた。それをうけて各学部で調査が進められ、さらに学長の示した「学則80条に関する基本的見解」について評議会での討議を経て80条運用基準を定め、45年4月30日まず工学部学生について、退学4名、停学4名、戒告1名の第1次処分が発表された。その後各学部における調査がすすめられ、46年3月17日にいたり、工学部以外の学生について退学1名、停学4名、戒告5名の処分が発表された。

第3節 大学改革への動き

1. 大学改革準備委員会の活動

44年度の新学期は教養、法文、工、薬、教育の5学部においてストライキが続行されていた状態の中に始った。

4月15日、スト中の5学部学生と生活協同組合の6者代表は、大学側に対して公開交渉を申し入れた。これに対して大学側は公開交渉には応じられないことを回答したが、4月22日付で「熊大学生諸君へ」という文書を配付し、「熊本大学改革準備委員会を発足させ、従来の大学のあり方に対して率直に反省し、これまでの制度や慣行にとらわれず、主体的に大学の改革にむかって最善の努力をほらう」との大学側の決意を示した。

これに基づいて6月9日学長事務取扱の諮問機関として「熊本大学改革準備委員会」が発足した。この委員会は、同時に発足した各学部の「あり方委員会」から選ばれた委員で構成され、全学的組織としてスタートした（委員長 野村茂医学部教授）。

しかし、この時期学生側の戦術は、本部や工学部1号館の封鎖という状態にエスカレートしており、忽那執行部体制打倒を叫ぶ学生側は、この委員会を忽那学長事務取扱の傀儡とみて反発し、また大学執行部に批判的であった法文、教養、理の3学部は代表委員の派遣を一時拒否するなど、当初から波乱含みであった。

8月末、一応全委員が出そろったが、今度は委員会の性格、権限で大学執行部と委員会の見解に違いが生じた。もともと同委員会は、紛争に関知せず将来の大学のあり方を検討するものとして発足した。この性格付けに対しては、すでに大学内の教官達からも問題のすり替え

だとして、批判されていたのであるが、機動隊導入後の対策などから、同委員会が学長の権限などにつき現行法の改正を論議し出すと、評議会から委員会の権限を逸脱するものとして批判が出され、同委員会の性格は当初の「将来の方向づけ」という点に返ってしまったのである。

問題はこの他にも存在した。学部間のカベである。総合大学の意義を生かすために各部共通の研究機関設置案が出されたが、成文化される段階で予算規模の問題をめぐって各学部の意見がまとまらず、この構想はついに実現に至らなかった。

しかし、改革準備委員会の答申案作成が難行した最大の原因は、8月末にやっと全学の授業再開にこぎつけたとはいえ、委員会をバックアップすべき全学の意志統一がまだ形成されておらず、流動する情勢の中にあつたためといえよう。

20回の審議を経て改革準備委員会による答申案が大学側に提案されたのは、同委員会が正式発足して8か月余り後の翌45年2月12日であった。この答申はその後の改革の基調となったものであるので、長文だが本文の部分をここに掲げる。

Ⅲ 本 文

大学は、教育と研究の高次の諸形態を高い水準に達せしめ社会の進展に寄与するとともに人間の形成、能力の開発をはかる使命をもつ学問の府である。その機能は、まず、教育と研究であり、さらに社会活動の機能をもつが、このような大学の諸機能は相互に密接な関連をもっている。大学の自治は、これらの大学の機能を自由に発揮するための要件であつて、自治を守り自由な学問の気風のあふれた大学は、教育と研究の最高学府ということが出来るが、そのために大学が閉鎖的となり、社会との連繫を失うときには、大学はその存在理由を失ふこととなる。このようなところに地域社会における大学の問題がある。

本学は、複数の学部をもち、現在まで総合大学の形態で教育と研究を遂行してきたが、その組織と機構の拡張は、主として歴史的沿革によるもので、今日、なお総合大学としての実質的な機能が必ずしも十分発揮されてはいない。しかし元来、大学は社会の知的活動の中心となるべきものであり、総合大学は単科大学に比し、その役割を、より機能的に果し得るものである。この意味において、本学は内部に多様性をもつ特色ある大学として、社会へ寄与しようとする教育と研究の充実をはかるとともに、地域的特性と結びついたユニークな性格を自らの中につくりあげ、地域における知的活動の推進者としてもその役割を創造的に果たすことが望まれる。このようにみると、本学は総合大学としては、その管理運営上、ほぼ適正な規模にあるが、教官、職員の定員、施設、設備の著しい不足、各学部間の規模と機能の不均衡、教育と研究に関する全学共同施設の不備などすみやかに整備ならびに運営の改善の要望される面が多い。また、教育と研究の組織、方法についても、検討を要する点が少ない。本学の現状における、これらの問題点を指摘することが、大学改善の原点となると考えられるので、本準備会は、「大学の組織と運営」および「大学における教育と研究」の二つを課題として、わが大学の現状を分析し、その問題点をとりだし、本学改革の方向を検討してきたのである。

改革の方向を考察するにあたっては、問題点が現行の法規、制度の運用上の問題で、現行の法規の枠の中でも解決あるいは改革し得るものであるか、学内規則あるいは文部省、国の法規の改定によらなければ直ちに改革し得ないものかを区別しながら検討をしてきた。そして現状を批判するに急であらまに法制そのものの改廃を安易に考える弊に陥らないように留意し、討議と平行してつとめて

現行法、現行の大学規則を参照しながら検討した。しかし、制度が生きるか否かは制度如何よりも運用する人の側にあるので、本準備会は、十分な検討をすることなく性急に制度の改変にはしることなく、まず、可能なる改革から手をつけ、実績を積みあげることから大学の改革を進めていくことが当面最も大切であると考え、かかる方向で大学改革の準備段階の検討を今日まですすめてきたのである。しかし、これはいうまでもなく、本学の改革を現行制度の枠内におくということではなく、むしろ、直ちに着手できる問題から改革の実をあげていくべきだとする実践的な姿勢を尊ぶが故のことである。

現在、本学は、六学部、教養部、一研究所から構成されているが、この構成は主として歴史的な事情によるものであり、各学部の教育・研究上の性格と規模がいちじろしく異なり、大学の意思決定とその執行に際しても、学部を大学の基本単位として、画一的に扱う現行制度のもとでは、種々の矛盾と困難がある。しかし、これを本学において、ただちに、学部解体とか、学部の改組に結びつけるべきではないだろう。現段階では学部の自主的な運営と教育・研究の企画、活動を尊重しながら、専門別の教育・研究グループ制の採用、学部間の教職員の人事交流、共同研究、合同講義などを協力的に推進し、総合大学としての特質を築きあげる時期であろうと考えられる。また、本学の学部には、その機能により、学部——学科——講座、学部——学科——学科目、学部——課程——学科目の三形式があるが、これを形式的に画一化する方向を考えるよりも、まず、現在の組織の目的とする教育・研究への機能を個別に検討することがなされるべきであろう。今日の学問の発展は、現状の講座制のもつ階級性と閉鎖性の短所を明らかにしているが、現在の本学における教育と研究においては、学科目制と講座制の長所をそれぞれのシステムにどのように取り入れるかを考えることがより積極的な方向であろう。学科目制においては学問の後継者の養成、教官の複数化などを考慮した教官採用や、昇格審査の方法の検討、講座制においては、共同研究の組織化、一学科又は一学部のスタッフセミナー、シンポジウム計画など開放的な学内研究活動の充実をはかるべきであろう。このような学部の機能を発揮するためには、現在、本学において極めて不十分である全学共同施設の充実が伴わなければならない。

大学院はその管理運営には現行法で何ら規定がなく、また、その整備も学内機関中最もおくれている。大学院を真に充実した教育と研究の場とするためには、設備、人員の充実、教官の待遇改善、大学院生の生活と研究活動への配慮など、根本的な整備が急務と考えられる。いうまでもなく、大学院における教育・研究は新しい研究体制との関係で考慮されるべきで、今日の大学院の問題は、教育・研究組織とその運営の根本的検討と改革なしには、解決しえない。しかし、ここでは現行の大学院組織を一応前提として、その管理運営のあり方について、若干の問題点を提示する。大学院における教育の質の向上と研究の充実のためには、大学院独自の教官組織を定め、大学院課程の教育の責任体制を明らかにする必要があるが、具体的な問題をあげれば、研究科委員長を、対応する学部の学部長が兼務することの可否、研究科委員長の役割と選出方法、研究科委員会と各学部、研究所教授会との関係についての検討などがなされるべきであろう。大学院における教育と研究を既存の学部の講座の延長の上のみ考えることは反省されるべきである。本学大学院の四つの研究科には、それぞれ対応する学部が存在するが、各研究科の教育と研究には、その学部以外の、関連する学部や研究所の教官が参加し、歴史的な従来の学部区分にとらわれずに大学における教育と研究を行なう方針がとられ、もしそれが正しく運用されるならば、境界領域や新分野の教育・研究に貢献しうる点で、他大学にあまみられない本学大学院の長所となりうるだろう。

戦後における大学教育の制度改革の核心をなすものは、一般教養教育の重視で、大学設置基準要綱に記述されているように、その意図するものは正しかったにもかかわらず、現実面には数多くの問題点があることが認められる。教養課程と専門課程とは有機的な編成を計画すべきであるが、現行では、専門学部との接触が充分でないために、種々の欠陥が認められる。これを是正する方途としては、一般教養教育と専門教育の楔型編成、横割と楔型の混合編成、逆楔型編成、縦割編成等があるが、何れを選ぶにしても、それぞれ長所と短所があるので教養部の運営の方式と共にそれを充分検討する必要がある。教養部は教官の著しい不足のまま発足したが、現況においては、更に、学生数の急増のため、教育施設と教官定員の極度の不足をきたし、必然的に所謂多人数教育の形態をとらざるを得ず、そのための弊害が顕著に現われている。この弊害を除去するための適切な方策を全学的立場から講ずる必要がある。たとえば、カリキュラム編成には極力、少人数講義、ゼミナー形式の授業、実験実習に重点を置く授業形式を取り入れ、更に多数の学生の希望に沿う種々の講義科目の設定も工夫することが必要であろう。現在、学部と教養部との間に、運営協議会をもうけて、緊密な連絡協議がはかられているが、その組織、運営のあり方についても、教養部の自主性を尊重する方向で検討を加える必要がある。

本学においては、大学付置機関として現在、体質医学研究所と養護教諭養成所がある。学術の発展に伴って大学の付置研究所の学内における重要性も増大しつつあり、研究所は専任の研究者をもって現在の大学の教育と研究の重要な一部をなしているが、大学内におけるそのあり方に二つの方向が考えられる。その第一は、全国的な共同利用研究所としての機能であり、第二は、大学内での専門的研究の推進と、研究者の養成的機能である。前者の全国的共同利用研究所は、将来の研究所のあり方として期待される方向であるが、これのみでは必ずしも大学付置である必要は認められず、むしろ、このような方向に巨大化した大学付置研究所は大学から分離、独立すべきであると考えられる。ただ地域性をもつ主題のための研究所など、その地域の大学に付置して、その特殊性を生かすべきものがあることはいうまでもない。後者については、大学院生の教育の機能も重視される。本学に付置せられている体質医学研究所は、この方向にまず意義が求められ、それに付随して共同利用施設として共同研究活動が進められるべきであろう。まず、体質医学研究所と医学部との教育と研究の協力のあり方、また、他の学部との研究協力のあり方、本学大学院との関連、大学全体の管理運営への参与の形式などを検討することが望まれる。また、大学の新しい構想の具体化と共に、全学的見地から付置すべき新たな研究所も考えられて然るべきであろう。なお、九州地区において熊本大学に付置せられた養護教諭養成所については、教育内容および就学年限、卒業生の就職に関して、教育学部の養護教員養成課程（1年課程）、同じく特別教科（看護）教員養成課程（4年課程）との関連において問題がある。将来の問題としては保健学科なども検討されてよい。

本学においては、学部付置機関として付属病院、付属学校、工学研究機器センター、臨海実験所などがある。病院は機構上は医学部に付属しているが、運営上は本学の一部局とされている。今日の大学病院の社会的任務の第一は、医学部専門課程および大学院医学研究科における臨床医学教育と研究の場としての機能で、第二は地域における指導的な医療センター（総合病院）としての機能である。第一の任務が最も本質的であるが、熊本県においては、付属病院は地域社会における医療センターとしての社会的役割をはたさないわけにはいかない。しかし、他の国立大学病院と同様に現在の付属病院は、教育・研究施設としての機能と、地域社会の医療を担う総合病院としての機能を未分化のままにもち、しかも、これらの機能に必要な要員と施設が不十分なために、教育と研究ならびに医療いづ

れの面にも大きい欠陥をもっている。当面の問題として付属病院の教育・研究要員と診療要員の職掌の検討、医学部長と病院長の権限、医学部事務機構と病院事務機構の関連の明確化などの検討がとりあげられるべきである。また、大学における病院のあり方として、これを医学部から分離し一部局とするか、さらには、これを学内機関とすべきか、学外機関とすべきか、が各方面で検討されているが、本学においても検討するべき問題であろう。このような付属病院のあり方については、専門委員会で検討する必要がある。なお、医療従事者の養成機関として、医学部に看護学校（3年）、助産婦学校（看護学校卒業生1年）、衛生検査技師学校（2年）、診療放射線技師学校（3年）の4校があるが、これらは、各種学校で、その就業年限にかかわらず、短期大学に比して卒業後の社会的地位に不利な点が多い。教育の効率化と如上の事情などから、これらの4校にリハビリテーション部門を加え、医療短期大学への統合が、具体的に検討されているが、その速かな実現が望まれる。

教育学部付属学校は、現在、幼稚園、小学校、中学校、養護学校の4校であるが、教育実習に参加する学生数に見合う規模が必要であり、学級増と設備充実、とくに高等学校の新設、そして、学部と付属学校の教育・研究体制の一体化が望まれる。教官人事については、その停滞の弊を除くこと、付属学校教官の学長、学部長選考への参加などについて検討の必要があろう。工学部付属工学研究機器センターは、整備充実をはかるとともに他学部との共同利用について検討されるべきである。また、理学部付属臨海実験所は、学内外の研究者や学生の利用価値が大きくその内海に接する地理的特徴を活かして整備されることが望まれる。

管理運営において考えられる改革は、当然、事務機構の中にも反映するものと考えられるが、最近、多岐となるばかりでなく、量的にも増大して行く事務の処理には、出来る限りの簡素化、迅速化、適正化が必要である。管理運営の能率化のためには、機構の合理化、設備の可能な機械化とともに、職員の資質の向上、研修と待遇の改善、更には、定員の増加について配慮と努力を怠るべきではない。また、国費の支出については、大学のひろい自主性を発揮できるよう権限の移譲と伸張が切望され、この方面についての研究と努力を期待する。

学生部は、新制大学に設置された新しい重要な組織であるが、その責任と権限について明確にする必要がある。本学において学生部はサービス機関か、事務処理機関か、教育機関か、指導監督機関か、その任務と機能について検討しなければならないが、学生部の将来のあり方としては、サービス機関としての機能をより充実することが期待される。

総合大学の機能を十分に発揮するためには、大学の意思決定と執行機関の効率的な活動が要請されるが、現状における大学の管理運営には、この点において欠陥が多い。すなわち、大学の意思決定と執行に関する各機関の機能と権限の明確化が将来の大学の発展のために必要であり、この点に検討されるべき幾多の問題が残されている。たとえば、学長の諮問に応じて重要な事項を審議する評議会の議長が学長であることの是非、学長の採用、勤務成績の評定などをつかさどる協議会の議長が学長であることの矛盾と協議会の存在の意義、部局長会議の権限の明確化、また、大学の意思決定および執行に関して、監察的機能をもつ機関の必要性の有無などは、大学の管理運営機構の改革に関する委員会を設けて具体的に検討していくべき問題であろう。

評議会は、熊本大学評議会規則によって学長の諮問機関とされているが、従来大学全体の重要事項について審議決定をする機関であるともみなされてきた。しかし、評議会の性格、機能は必ずしも明確でない。評議員は、その選出の母体を各部局に有するが故に、必然的に各部局の意向を評議会に反映させる機能をもつが、全学的立場から、自からの部局の意向とは独立に各自の良識に基づいて、自

己の見解を明らかにすべきであるというのが本来の評議会制度とみるべきである。評議会構成員のうち、部局長は、制度上各部署の意見を代表するのが当然であるが、しかし、実際にはその他の評議員も、各部署の意向に制約されて行動するケースが多く、ここに評議会の性格の不明確性の一因がある。また、評議会構成員に審議事項についての情報が十分に与えられていないことがある。さらに、評議会の議決事項、報告事項は、必要に応じて、各部署に評議員をつうじて報告するものとされてきたが、これが充分になされないことが多い。現在の評議会のこのような諸種の欠陥には、運用によって是正されるべき点もあるが、制度改革をも必要とする点も少なくない。改革の方向としては、第一に、原則として評議会は大学の意思の形成と全学の総合調整の機関としての機能を制度上明確にすること。第二に、評議員が実質的に各部署の利益代表として行動することに由来する欠陥は、運用上の問題ともいえるが、制度と現実の調和をはかるために、選出方法の改革を検討すること。たとえば、(1)評議員の選出母体を各部署におくとしても、部局代表的性格を有するもの(部局長)と、部局の意向にとらわれず個人の良識に基づいて全学的視野に立って行動するもの(評議員)とを明確に区別するため、必要に応じて部局長会と評議員会とを分けて考えること。(2)選出母体を各部署に有する評議員と、別途に全学的基盤によって選出された評議員とによって評議会を構成することなどが考えられる。第三に評議会の審議事項を整理し、重要なもののみをとりあげ、評議会を実質的審議の場とすること。第四に、審議を効率的なものにするため、評議会の下に常設又は臨時の小委員会をおく必要があるが、その機能を明確にすること。第五に、評議会の広報体制を整備充実すること。第六に、評議会及び上記の小委員会の構成員に、教授以外の教官を含めるか否かを検討することなどである。

大学の運営には、大学構成員の意思が反映されるべきであるが、各構成員が、大学の意思形成および意思決定の過程で、どのように参加するかは、それぞれの構成員の職能、経験、学識、責任などによって異ってくる。この点をも考慮し、また各学部の性格、規模などに応じて、教授会、教官会、学科、教室などの諸会議、各種委員会の構成、機能、権限が検討されるべきであろう。大学は、大学の使命を認識し、大学における自らの位置と役割を理解して自らの意志によって集った人々によって構成されているので、大学の運営には、これらの大学構成員の総意が十分に反映されることが望ましい。そのためには各構成員が、その知識と経験を活かし、それぞれの権利を守り、責務を果たし得るように管理運営に参加する方途を検討する必要がある。管理運営を能率的に行なうための技術的な方法は個々に具体的に検討すべきであるが、これは構成員の自治を基盤とするものでなければならない。

しかしながら、国立大学の管理運営は法および法令の規定するところも多く、多分に専門技術的な知識と周到な注意を要する責任ある業務であることを留意しなければならない。また管理運営のための意思決定には全体を大局的に把握する洞察力をもって慎重な判断を下す能力が必要である。学生参加の問題は、このような現実背景において検討されるべきであり、その参加の範囲や方式についても、学生の経験と能力、さらには、それぞれの機構の実効ある運営を考慮して検討する必要がある。なお大学における学生の今日の法律上の地位は、公の施設の利用者とみられるが、また、学生は、「大学社会」の自主性を持った構成員としての面からもとらえられなくてはならない。

学長、学部長などの選挙は、構成員の総意の反映されるように運営されなければならないが選挙への参加は、構成員が、学内において分担する役割を果たし、各人の責任を果たす方向で具体化されなくてはならない。したがって、選挙への参加についても、その選挙対象によって参加形態が異なってくる。学長は多様な資質の教官、学生および職員を統率し、社会における大学の使命を果たし、これ

を発展せしめるための実行力と、優れた洞察力をもって、各部署にとらわれず総合大学としての本学を運営していく指導者でなくてはならない。近代的な大学は大学構成員の連帯の中に教育と研究とが正しく機能するものであって、学長はこれらの関係の頂点にではなく、その中心に存在するものである。このような学長の選考について、次のような点について検討の必要性が指摘されよう。第一には、被選挙人、とくに学外適任者の推せんについて、第二には構成員の学長選考への参加の範囲の拡大の検討とそれに伴う参加方式、第三には選考の手続、選挙における得票算定方式、選考時期、任期などがある。各構成員の参加の範囲と方式については、各構成員の大学の機能についての知識と経験、その責任と義務の大きさなどと共に、各構成員の学内での人員構成も考慮される必要がある。学長選考については、上記の如き点も検討の上、具体的に最も本学に適した方法を制定していくことが望ましいが、ただ、手続きを複雑にしていくことは、その複雑さ自体が選考方法の欠点となる。学長選考方式の改革は、すみやかに、専門委員会を設置して具体的に周到に検討され規則化されることが強く望まれる。

学部長が学部の意思決定機関である教授会を主催するものであり、また、学部の全構成員を代表するものである以上、その選考には、学部の構成員の総意の反映されることが望まれる。したがって、学部長選考においても学長選考の場合と同様、構成員の参加について拡大の方向で検討され、それに伴って選考方法の技術的な検討がなされるべきであろう。とくにその職分も多岐にわたる学部長の責務は益々大となるので、選出の時期、任期なども検討すべきであろう。たとえば、前学部長との事務引継ぎの期間を長くするために任期満了数ヶ月前に新学部長の選考、決定を終えるという案も考えられる。

現在、本学は入学定員については全国国立大学75校中17位で最も巨大化している東京大学の約4割、京都大学の5割強である。また算出決算額を例示してみれば、75校中第15位で、最高の東京大学の約20%に過ぎない。前述のように、本学はこの規模においても設備と人員の整備、拡充があれば、教育と研究の充実が期待されるのであるが、これを阻害する幾多の問題点がある。その第一は上述の数字からも窺える大学格差であり、これが教職員、学生の確保にも影響している。第二は本学における学部間の物的、人的な不均衡で、これは総合大学としての教育・研究活動を著しく阻害している。国立大学における大学格差の問題は、行政的には大学の種別化の方向などで対処する見解があるが、個別の大学としては、特色ある大学として個性をもつことによって対処すべきである。格差は同質のもの間にあるのであって異質のもの間には存在しない。格差の問題は本学独自に解決し得る問題ではないが、特色をもった総合大学としての本学の将来像に従って、学部充実の重点や方向を考えるとからこれを解消する方が考えられよう。学部充実の方針としては、一つの学部をその領域において広く総合的に充実するか、ある分野を中心として整備し、特徴ある学部とするかの二つの方途の何れかを考えるべきであろう。いずれにしても、本学においては、なお、複合学部の分離独立をはかると共に、人文系の大学院研究科の新設も検討されなくてはならないだろう。

学部制については大学の将来像としてなお検討されるべきであるが、今日の学部制において総合大学としての機能を効果的に発揮し向上させるためには当面二つの活動を振興することが望まれる。その第一は、専門領域あるいは方法論を同じくし、あるいは隣接領域にある各学部各層の教官のグループ研究活動を促進することであり、第二は専門領域あるいは方法論を異にする各学部各層の教官が共通の課題を種々な視角から追及するグループ研究活動を活発化することである。個人作業が集団作業へ、そして総合研究計画へ、という方向は今日の学問の趨勢でもある。このような各学部、研究所な

どの教官の横の協同作業のためには、自然科学系ならびに人文科学系における共同研究施設の拡充が必要であるが、とくに第二の活動を効果的に推進するためには全学共同施設の充実がその前提となる。すなわち、近代的な総合大学であるために要望される全学共同施設としては、たとえば、研究計画管理センター、教育研究センター、情報センター（図書館、資料館、情報処理センターなどを含む）、広報センターなどがあるであろう。これらの整備充実が各学部、研究所間の、あるいは大学院研究科間の教育・研究交流、人事交流など、総合大学の利点となる機能を発揮する前提となるのであって、教養部の一般教養教育、学部の専門教育の有機的連繫の問題も、このような計画とともに検討される必要がある。

現在の本学の諸施設の中では図書館の内容、機能の充実がおくれている。本来、新制大学教育は、教官の講義と学生の実習が並行されることを基盤として教科が計画されているにもかかわらず、図書館の整備が、いまなお充分でなく教育・研究の要求に対応し得ないことは大学教育を突き少ないものとしている。図書館の機能の近代化と整備、とくに職員定員の不足と、司書の著しい不足について早急に対策が考えられなくてはならない。大学の広報活動は本学においては極めて低調で欠陥が多く、学報の定期発行をはじめ、大学新聞、各学部新聞などの定期刊行物について個別に考えてみる必要がある。また、紀要など学術出版物についても同様である。将来の問題として、学内における印刷センターの設置、放送センターの設置についてもその検討が望まれる。すべて広報は迅速と正確さが要求されることを考えなければならない。学内外の研究情報の伝達についても、なお、適切な方策を考える必要がある。

学問交流について流動研究員、非常勤講師の交流を他大学と活発に行なう具体的方策、国外交流としての交換研究員、交換教授、客員教授などの派遣、受入れを活発に行なう具体的方策などを考えるべきであるが、これらの問題に関しては予算と教官充足の点を解決しておくことが先決となる。充実した教育・研究施設と活発な学問交流の欠けた教育機関に優秀な教官は集まらない。いかにして優秀な教官陣容を確保するかは、また、教官の任用の諸条件、身分（地位区分）などの検討から考えなくてはならない。すでにいくつかの大学で検討されている教官の任期制については、教官の処遇の改善と研究者あるいは教育者としての自律性がその前提とならなくてはならない。大学の使命を達成する基礎が人にあることに鑑みると、教官人事がいかに重要なものであるかは、論をまたない。したがって、現在の教官選考基準その他の規則についても検討を加えると共に、これらの適用にあたっては、その運用の公正を期するように配慮し、人事の渋滞をきたさないよう努めるべきである。教授選考をはじめとして教官の任免については、それぞれの大学の社会的性格に関係する点も多いので、各学部において現状の問題点を分析し、そのあり方が求められなくてはならない。またわが国の現行の教官の身分（地位区分）には今後検討を要する点が多く、たとえば教授、助教授、講師の区分も必ずしも適切でなく、助手も大学内の機能からみて、その性格は種々である。たとえば現在のわが国の助教授は欧米の associate professor 講師は assistant professor 助手は Instructor に該当し得るものである。現在は学部制、講座制あるいは学科目制がとられているが、教官の学部間の交流、たとえば兼任、併任などを円滑にし、また、既述のようなグループ研究活動を活発化することが総合大学としての機能向上のために望まれる。この点からも、大学の定員は学部でなく、大学全体の立場から考えられることが望ましい。学内人事については別に専門委員会を設けて検討する必要がある。

大学においては教育と研究は不可分で、教官の研究意欲が教育を真に教育たらしめるのであって、また教育内容を高めようとする努力と教育の過程における学生との相互作用が研究の力ともなる。し

かし、大学において教育組織と研究組織を制度的に分離する考え方があるが、教官各人は教育に従事し、かつ学問の第一線にいたいことが望まれ、その二面性から離れることはできない。学生が教育を受けるといことは、知識を受動的に投入させられるのではなくて、能動的に摂取することによって自らの学問的態度を主体的に形成していくことであろう。この主体的に学びとる姿勢は、自治活動やその他の課外活動からも自得されるであろうが、教官の学問と学問的態度を学びつつも批判する、このような両者の関係において形成され、また、ここに教官と学生の信頼関係も生れるといえるだろう。

このように教育を主体的にうけとめることによって、自らを学問する人間に鍛えあげ創意と熱情をもって理論と技術の向上発展に参加することが期待され得るであろう。ただ、大学にはその目的遂行のために、一般社会の制約のほかに、大学特有の「きまり」があり、学生もまた、その制約をうけるものであることを忘れてはならない。このことは学生個人の市民的自由権尊重の原則と矛盾するものではないのである。

学生に対する懲戒処分もまた教育施設としての大学の内部秩序を維持し、教育目的を達成するために認められる自律的な作用にほかならない。したがって、懲戒は、教育上その必要があると認められた場合に、教育上の手段として大学がこれを行なうものであるが、その行使は、学長（またはその委任を受けた学部長）がこれにあたるものとされている。本学学則80条は、その第1項において「学生が本学の規則に背き、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は教授会および評議会の議を経て、これを懲戒する」と規定し、その第4項は、「本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者」に退学処分をなしうる旨を定めている。しかし、学生の行為に対し懲戒処分を発動するにあたり、その行為が「学生としての本分に反する行為」として退学に該当するものであるかどうか必ずしも一義的に判断し得ないような場合もあるであろう。かような場合に、懲戒の基準が学部によって異なることは好ましいことではないので、懲戒処分のうち戒告、停学、退学いずれの処分を選ぶべきかを決するについては、第一次的には学部教授会で審議するにしても、さらに評議会なり、全学的機関としての懲戒委員会などにおいて慎重に審議し、その調整を図ることによって、適切にして公正な処分を行なうような方法を講ずる必要があるであろう。学内規律については、委員会を設けて検討すべきである。

小、中、高校教育から大学教育の間に介在する入試制度と、そのために歪められる教育と学習の弊については、世論の等しく指摘するところであり、入試制度の教育上の問題は本学に限ったことではないが、本学の入試制度についても早急にその改革の具体案が求められなくてはならない。とくに、④方式の経験を検討して、内申書方式の得失を高校側の実情と共に考える必要があり、また国の内外の入学者選抜の方法をも研究する必要があるので入試改革に関する専門委員会を設けることが望ましい。また、わが国の大学の通弊である旧来の安易な進級、卒業については、成績判定、単位制などと共に再検討の必要があり、大学の修業年限の問題もこれらの問題と、各学部の教育方法の根本的な改革と共に検討されるべきであろう。

熊本大学は開学20年を迎えているが学問の府として学園の整備はおくれ、教育と研究の自然的、社会的環境は貧しい。福利厚生施設、たとえば学生寮、独身教職員寮、教職員住宅、駐車場や学園の緑化などをどのようにするかを含めた学園建設の長期計画が練られるべきである。本学が新制大学として発足して以来、大学自体がどの程度その総合大学としての意義を主体的な自覚をもって認識してきたか、そして一方、新しい大学に政府がどの程度物的、人的条件を配慮してきたかは疑問である。し

かし、新制大学はその発足の理念からして、象牙の塔といわれる閉鎖性を越えて地域社会に開かれた大学でなければならない。現今の社会の趨勢は体制の如何を問わず大衆化と産業化が主調となっており、大学への進学増加は社会発展の必然的な傾向であるが、大学の大衆化に対応して学問の内容が低下することがあってはならないだろう。大学規模の拡大が質の低下をもたらすことに対しては冒頭でのべた適正規模における内容の充実を考えるべきである。しかし、この点、国立大学において従来学生定員増が直ちに学生経費などの予算を伴うにもかかわらず、これに対応する教官定員増に年月のズレがみられ、あるいは、必ずしも学生増に伴わない実情のあるのは問題である。

地域社会へ開かれた大学としては、社会人の大学における教育たとえば公開講座、聴講制度などの実現の具体的な検討が望まれる。大学は学問の府であって、学問的創造を通じて体制、学理、技術のあり方を批判することが社会への任務であるといえようが、大学が独善的となってはならず、社会との健全な交流がなければその発展は期せられない。学術会議大学問題特別委員会は、「研究活動および教育活動の分野における官公庁、産業界をはじめ、関係ある社会の諸階層と大学（ないしその構成員の一部）との間の大学内外において行なわれる協力的行為」といゆる産学協同の語を定義している。およそ、実社会と全く無縁の学問はないが、本質的に実社会と関連の密接な学問分野の教育・研究が官公庁、産業界をはじめ地域社会と密接な接触をもって進められることは当然である。

しかしながら大学と産業界との結び付きが多岐な面に亘り過度に緊密な関係となることはいろいろの弊害を生む因となろう。従って両者は相互の自主性を尊重し、批判しあえる関係でありたい。そして大学の教育・研究活動は企業依存、行政政策依存になってはならない。大学の教育と研究のあるべき本来の姿勢がいささかなりとも乱されない限り、例えば研究の計画と成果、費用の使途などについての自主性と公開性が完全にまもられる限り、産学の協力的行為は忌避すべきではない。また、大学の社会への貢献は社会の皮相的な要求に性急に答えることがあってはならない。社会に埋没し、時流に投ずることはかえって、社会の要請する大学の使命に反するものである。本学には、地域社会の特性をふまえて新しい社会構造に対応するにふさわしい教育と研究の体制を整備充実し、個性のある新しい大学像が求められるべきである。

本学は、発足して既に20年、総合大学としてその充実に努力してきたが、今日の地域社会における大学のあり方についての検討を試みることなく現在に至り、個性と特色ある大学としての発展の方向が明確でなかった。また、大学自治の本質への認識が充分でなく、大学の各構成員の地位が明確にされていなかった。また、学内諸機関の機能も矛盾をもったまま運営され、ここに上述のような幾多の問題点が指摘されるのである。

学内諸機関の権限と責任を明確にし、総合大学としての機能を発揮できるような大学自治と学部自治との関係、その中における各構成員の自治組織のあり方を検討すること、学長、部局長の選考方式を検討すること、評議会の機能の再検討、学内規律の維持の原則と方法を確立することなどが大学運営のためにまず行なわれなくてはならない。

ここに述べてきたような問題点について本準備会は、全学的な見地から、その改革の方向を検討してきた。しかし、現状において本学の機能は、学部自治の基盤の上に営為されているので、各部局、付置機関における改革の検討がすすまなければ、全学の改革をすすめることは困難である。そこで、本準備会は、その発足当初より、各委員を通じて、各部局の改革に関する委員会の設置とその積極的な活動を要望してきた。

また、全学的見地からすれば本学の改革を推進していくためには、その構成においてより広く充実

し、実行的な改革委員会が発足する必要がある、その設置をここに要望したい。そして、とくに、大学の機構改革、人事、選挙制度、学内規律、入試制度と教育計画などの緊急に検討し速かに実施することを要する問題については、更に、専門委員会の設置が必要であろう。また、前述の各部局の大学改革に関する委員会は、その連絡会議をもち、改革委員会と協力する必要がある。いずれにしても、大学の改革の主体は、本学において教育と研究に従事する大学構成員たるべきで、その改革は大学自治の基本的理念に基づいて行なわれるべきである。

大学の改革は、その問題が多岐にわたり、しかもそれぞれがあい関連しているの、いたずらに「制度いじり」をする弊に陥ることなく、時日を惜しまず充分討議し、得たものを段階的に着々実行していかなければならないだろう。大学は時代の鏡であるという、時代に応ずる制度の改革は必要である。しかし制度の改革によってただちに人間の改革を期待することはできない。

本準備会は、ここに大学改革の方向についての討論から生まれた答申を提示したが、改革の実をあげていくには、大学構成員の各人の大学人としての自覚と改革への意欲が前提となることを述べておかななくてはならない。

大学改革は一篇の「大学の改革について」の案の提示によって直ちに実現するようなものではない。多くの難点に遭遇し試行錯誤を繰返えしながらも不断の改革への努力が続けられていくべきものであろう。本準備会はこの答申が一つの具体的な問題提起として検討され、その方向に、本学改革の実現をみることを期待するものである。

2. 熊本大学改革委員会の発足

改革準備委員会の答申を受け、早速各学部に対して答申案に対する意見を求めたところ、早急に答申にもとづく改革委員会を設置すべきであるとの意見が多く、六反田学長は45年2月26日の第262回評議会において、この件を提案して了承された。そこで第1部会において改革委員会規則が検討されることになり、45年4月25日付で施行された。

熊本大学改革委員会は、学長の諮問に応じて大学の改革に関し必要な事項を審議する（第2条）もので、各学部、教養部、体研及び附属病院から選ばれた教官各1人と事務組織から選ばれた3人の委員によって構成される（第3条）と規定された。

45年6月1日改革委員会が発足し、委員長には改革準備委員会の委員長であった野村教授が選ばれた。第1回会合が開かれ、以後、毎週金曜日を定例会議日と決め、本学における緊急かつ重要な課題として、選挙制度と教育課程がまず検討されることになった。